

令和7年度
第3回福島県森林審議会議事録

日時:令和7年11月28日(金)

場所:ふくしま中町会館 5階 東会議室

福島県農林水産部

森林計画課

令和7年度第3回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和7年11月28日(金) 14時00分～16時00分

2 場 所 福島市 (ふくしま中町会館 5階 東会議室)

3 出席者

(委 員)

五十嵐乃里枝委員、古関恵子委員、今野万里子委員、白岩和子委員、
鈴木清延委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員、藤野正也委員、村越のぞみ委員
(以上9名)

(福島県)

農林水産部技監、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、
農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、
県南農林事務所森林林業部長、南会津農林事務所森林林業部長、
相双農林事務所森林林業部長、いわき農林事務所森林林業部長、
林業研究センター所長

(以上15名)

4 議 事

(1) 【議案第1号】

- ア 奥久慈地域森林計画の樹立について
- イ 阿武隈川、会津及び磐城地域森林計画変更について
- ウ 地域森林計画の樹立及び変更に対する意見等について

(2) 【議案第2号】

- ア 福島県農林水産業振興計画指標の見直しについて

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)</p>	<p>本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きありがとうございます。</p>
	<p>私は本日の司会進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の野崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより、福島県森林審議会を開催いたします。はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長あいさつ (藤野会長)</p>	<p>皆様におかれましてはお忙しい中、令和7年度第3回審議審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審議審議会に先立ちまして、奥久慈地域森林計画案並びに阿武隈川、会津及び磐城地域森林計画の変更案について、福島県知事から11月25日付けで諮問を受けました。</p> <p>委員の皆様には、事前に御意見を頂いているところですが、本日はこれらを踏まえて審議を進め、答申を行いたいと考えています。</p> <p>また農林水産業振興計画の指標の見直しについて県から説明がありますので、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見を頂ければと思っております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>司会 (野崎総括主幹)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林水産部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長あいさつ (鈴木技監)</p>	<p>福島県農林水産部技監の鈴木と申します。</p> <p>農林水産部長は本日所用により出席できないため、私から令和7年度第3回福島県森林審議会の開催にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様にはお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、本県の森林林業の持続的な発展に御協力頂いておりますことに改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>さて今月9日、小野町におきまして、全国植樹祭の理念を継承し、県民参加の森林づくり活動を促進するため、第8回ふくしま植樹祭を小野町70周年記念植樹祭と共同開催させていただいたところでございます。</p> <p>当日は約300名の皆様に御参加いただきまして、植樹活動や枝払い等の森林整備を行うとともに、薪割りなどの交流体験によ</p>

司会
(野崎総括主幹)

り、森林の魅力に触れていただきました。

今後も、こういった活動を通じまして、県民の皆様には森林づくりの共感の輪が一層広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて先ほどの藤野会長の御挨拶でもございましたが、本日は本県の森林林業施策の方向性を定め、計画的な森林整備による適正な管理や市町村、森林所有者等が作成する計画の指針となる地域森林計画について御審議をいただくこととしております。

また、農林水産業振興計画の指標の一つであり、その上位計画であります福島県総合計画の指標にもなっている、森林整備面積の見直しにつきましてこの後御説明をさせていただき、その後、意見交換をさせていただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、御審議くださるようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

鈴木農林水産部技監は所用により、ここで退席させていただきます。

それでは、次に資料の御確認をお願いいたします。

御手元のファイルをお開き頂き1番最初のページにございます配付資料一覧表を御覧ください。

本日の審議会の資料は、配付資料一覧表から順に次第、出席者名簿、座席表、森林審議会委員名簿、資料1-1から資料1-7、参考1-1から参考1-3、資料2-1の前のページに、地域森林計画に関する諮問文の写しが入っております。

その後ろに資料2-1から資料2-6までとなっております。

リモート出席の皆様も含めまして、資料はおそろいでしょうか。

なお県側の出席者は出席者名簿右側の欄のとおりでございます。

リモートにて参加している職員につきましては、氏名の下に下線を入れております。

	<p>それでは次に次第4の委員の出席状況について御報告させていただきます。</p> <p>福島県森林審議会出席者名簿を御覧ください。</p> <p>リモートにて御参加頂いている委員は出席者名簿の氏名に下線を引いておりまして、五十嵐乃里枝委員、村越のぞみ委員の2名となっております。</p> <p>また本日、阿部恵利子委員、遠藤忠一委員、鈴木謙司郎委員、田子英司委員、豊田新一委員、星學委員の6名の方から欠席の御報告を頂いております。</p> <p>以上、委員総数15名のところ9名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第5の議事に移らせていただきます。</p> <p>福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となることから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは藤野会長よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>それでは委員の皆様の御協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。</p> <p>白岩和子委員と高木鉄哉委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議事1に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号については、知事から11月25日に諮問を受けております、地域森林計画に関する事項となっております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>森林計画課主幹 (眞壁主幹)</p>	<p>森林計画課主幹の眞壁でございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>説明の進め方でございますが、初めに議案第1号のア 奥久慈地域森林計画の樹立について、イ 阿武隈川、会津及び磐城地域森林計画変更について、それぞれ御説明させていただきます。</p> <p>その説明の後に、ウの地域森林計画の樹立及び変更に対する意見等についてとして、縦覧等の結果並びに委員の皆様から事前に頂きました御意見とその対応について御説明をさせていただきます。</p>

きます。

それではスクリーンのほうを御覧ください。

なおスクリーンの画像につきましては、御手元に参考の1-1、「奥久慈地域森林計画案並びに阿武隈川、会津及び磐城地域森林計画変更案について」をお配りしておりますので、あわせて御覧頂きますようお願いいたします。

次のスクリーンをお願いいたします。

まず初めに地域森林計画の概要についてでございます。

森林法に基づき、知事が全国森林計画に即して5年ごとに10年を1期として立てる計画となっております。

それぞれの地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするものです。

また、市町村長が立てる市町村森林整備計画の指針となっております。

本県においては、阿武隈川、奥久慈、会津、磐城の4つの計画があり、今年度は奥久慈地域森林計画の樹立となっております。

4つの計画区合計の私有林の面積は56万2千 ha で県土面積の約41%を占めております。

次に、地域森林計画の位置づけについてです。

御覧の左側が県の各種計画の体系となっております。

県全体の振興計画となる福島県総合計画、その部門別計画として、農林水産業振興計画があり、これに即して各種事業計画が立てられております。

また、本県の土地利用の方向性を示す土地利用基本計画がございます。

右側が森林計画制度の体系となっております。

森林林業基本法に基づき、政府が長期的かつ総合的な政策の方向、目標を示した森林林業基本計画を立て、これに即して農林水産大臣が全国森林計画を立てます。

さらにこれに即しまして、私有林では、地域森林計画、国有林では、国有林の地域別の森林計画が立てられます。

地域森林計画に適合した形で、市町村では、市町村森林整備計画を森林所有者等においては、森林経営計画が策定されます。

なお、地域森林計画は、農林水産業振興計画、土地利用基本

計画、第2期福島県復興計画との調整を図り策定しております。

次に奥久慈地域森林計画の前計画、こちらは令和3年度から令和7年度の計画となりますが、その実行結果と今後の取組について御説明いたします。

計画量に対する実行歩合は伐採材積が82%、間伐面積が47%、造林面積が27%、林道開設量が91%で、これらの実績を踏まえて新たな計画を策定しております。

また、奥久慈計画区の課題は、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復、資源構成の適正化、自然環境の保全など多面的機能の維持、効率的かつ安定的な林業経営の4つとなっております。

これらの課題を踏まえまして、今後の取組としましては、東日本大震災及び原子力災害からの復興、森林資源の質的な充実、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、持続的な林業経営の確立、の4つの事項を基本的な考え方としております。

次のスライドからこの4つの事項について御説明してまいります。

まず1点目の東日本大震災及び原子力災害からの復興についてでございます。

森林環境回復の推進を図るため、放射性物質の影響が残る森林については、引き続き人工林における間伐等の森林整備や、丸太筋工等による放射性物質の拡散抑制に取り組みます。

また、次世代のきのこ原木林等となる広葉樹林の再生に向けた取組を推進するとともに、これらの森林施業等を実施する上で不可欠な林内路網の整備を推進してまいります。

また、新たな木材需要の創出を推進するため、未利用間伐材等を木質バイオマス発電所等で利用することや、新たな利用拡大を図るため、WOOD. ALC や縦ログ構法などの製品開発、また、木造公共施設等への利用などにより、県産材の需要拡大を図ります。

2点目の森林資源の質的な充実についてですが、県内の人工林は、利用可能な高齢級林分が増加している一方で、若い森林が少なく、偏った齢級構成となっております。

小規模零細な所有形態となっている森林を面的にまとめた中で、森林経営をしていくため、施業集約化に加えて、森林組合による保育・経営の活性化等の推進、森林クラウドの活用や林地台帳の作成等を行う森林関連情報の整備・提供、利用可能な高齢林分の更新を推進し、森林資源の質的な充実を図ってまいります。

また、再造林等により適確な更新を図っていくため、造林コストの低減や路網整備の推進、花粉症発生源対策、育成複層林化や長伐期化への誘導等を進め、多様で健全な森林へ誘導してまいります。

3点目の森林の有する多面的機能の持続的な発揮についてですが、豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を的確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や、森林環境の保全を推進し、森林の有する多面的機能を発揮させるものとします。

計画では、森林の有する機能として水源涵養機能、土砂災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能を紹介し、それぞれの望ましい森林の姿を記載しております。

4点目の持続可能な林業経営の確立についてですが、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの導入、人材の確保・育成、地域一体となった県産材の供給体制整備、木材製品の安定的な供給、特用林産の振興により持続的、安定的な林産物の生産を推進します。

以上4点が計画策定にあたって重視している事項となっております。

次に、奥久慈計画の森林資源の概要となります。

奥久慈計画区における森林面積は約4万9千 ha で、計画区の総土地面積の約78%を占めております。

森林面積のうち2万7千 ha が民有林で、森林面積の55%を占めております。

民有林のうち、人工林は1万5千 ha と、57%を占めており、県平

均の人工林率37%を上回っています。

樹種構成は、84%がスギで、次いでヒノキが11%となっております。

資源量は年々増加し、令和7年現在、平成2年の2.5倍の約1千2百万8千 m^3 となっております。

人工林は高齢林化し、人工林面積の、約8割が10齢級以上と本格的な利用期を迎えている一方、9齢級以下の林分は約2割と少ないことから、資源の平準化が課題となっております。

次に、森林整備の推移です。

伐採立木材積について、近年、主伐材積は増加傾向、間伐材積は令和元年度以降、減少傾向にあります。

間伐面積も減少傾向にあり、ヘクタール当たりの間伐材積は年によって差はあるものの、100から140 m^3 ほどとなっております。

人工造林面積及び林内路網整備延長の推移につきましては、人工造林面積は令和4年度が29haと突出しておりますが、およそ10ha前後で推移しております。

林内路網整備の延長は、林道開設の延長が令和6年度までに7.2km、作業道整備延長が626kmとなっており、森林整備と一体的に路網の整備が進んでおります。

次に保安林指定面積及び治山事業量の推移です。

保安林指定面積は、平成28年の2,242haから年々増加し、令和6年度には2,320haとなり、計画的に保安林の指定を進めております。

治山事業量は、近年の台風や集中豪雨などにより、事業量が増加傾向にあります。

近年はおよそ1億4千万円から、1億7千万円の範囲で推移しております。

次に、奥久慈地域森林計画の各計画量について御説明いたします。

なお当計画量は計画期間10年間の合計値となっております。

また、いずれも当地域の森林面積や齢級構成等を勘案しつつ、全国森林計画に即して設定しております。

現計画は、最終の変更内容を踏まえた数量としており、令和5

年度の計画変更の内容となっております。

主伐については、近年の伐採傾向、主伐の増加や伐採齢級の高齢化といった傾向や蓄積の増加、木材需給の見通しを踏まえ、増加しております。

また、人工造林面積、天然更新面積についても、主伐計画量の増加に伴い増加しております。

間伐については、合計面積は変わっていないものの、齢級ごとの実行量を見直したため、材積が現計画比87%に下がっております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整により計画しており、開設は、新設27路線、1万2,794m、改築が4路線、8,409m、拡張は改良が19路線、7,568m、舗装が16路線、3万8,191mの計画となっております。

次に保安林面積及び治山事業の計画です。

保安林面積の計画量について、水源かん養は240ha、災害防備は2,600ha、保健風致は183haを計画しております。

治山事業の計画量は、事業の重要性・緊急度等を勘案して、治山事業計画と調整し、74地区を計画しております。

続きましては、阿武隈川、会津、磐城計画区における変更内容について御説明いたします。

初めに、各計画区の対象森林面積の変更です。

阿武隈川計画区は、林地開発の完了により6市町村で合計113haの減少となっております。

会津計画区については変更ございません。

磐城計画区も同様に林地開発の完了により5市町村で合計125haの減少となっております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整を図り、表に記載したとおり、路線数・延長をそれぞれ増加しております。

なお変更は森林整備計画、地元要望等に基づくものとなっております。

次に、各計画区の保安林面積及び治山事業の計画量です。

保安林の指定と解除の面積は、荒廃の恐れがある森林等において、災害防止機能を早期に発揮させるため、阿武隈川、磐城計画区で指定面積を増やしております。

また、災害復旧のための、河川護岸工事や、町道の拡張工事の実施に伴い、各計画区の保安林解除面積を増やしております。

治山事業の計画量についても、令和5年度の台風や、近年の集中豪雨等による災害の発生状況、社会的要請等を踏まえ、阿武隈川計画区では1地区、磐城計画区では3地区増加しております。

以上が各計画区の変更内容の説明でございました。

最後に地域森林計画樹立変更に係るスケジュールです。

本日、森林審議会からの答申を頂けましたら、今後、農林水産大臣へ協議を行い、同意を得た上で、12月19日付けで樹立及び変更、12月22日付けでの公表を予定しております。

奥久慈地域森林計画案並びに阿武隈川、会津及び磐城森林計画の変更案については以上のとおりでございます。

次に、縦覧及び県民意見公募の結果等を取りまとめた地域森林計画案並びに同変更案に対する意見等について御説明いたします。

御手元の資料の1-6を御覧ください。

2ページの1になります。

森林法第6条第2項に基づく意見の申立て及びうつくしま県民意見公募の結果については、9月19日から10月20日の31日間実施いたしましたが、特に意見等はありませんでした。

また、市町村や関係機関、審議会委員の皆様からの意見につきましては、県の関係部局から1件と森林審議会委員の方から2件、御意見を頂きました。

3ページを御覧ください。

まずは、県の関係部局からの意見としまして、都市計画課から、地質学的に適切な表現に訂正すべきではないかといった御意見

がございました。

あわせて記載内容の修正案が示されまして、内容を確認の上、御意見のとおり修正をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

委員からの御意見として、一つ目、奥久慈計画区の計画書、こちらは御手元の資料の1-2になります、奥久慈計画区の計画書を御覧頂ければと思います。

2ページをお開き願います。

2ページに(4)としまして、森林林業の現況、森林の概要がございます。

そこに記載している内容としまして、人工林蓄積は10,963千 m^3 、(平均720 m^3 /ha)の記載について、720 m^3 はどこから導き出された材積かという御質問を頂きました。

この人工林蓄積につきましては、最新の森林簿から積算しており、人工林蓄積合計を人工林面積合計で割った数字となっております。

また、資料1-6、4ページの二つ目の委員からの御意見になりますが、奥久慈計画区の計画書1-2の26ページをお開き願いますと、アとしまして、保育の標準的な実施林齢及び回数を記載しております。

この表中の○印はそれぞれの保育施業の標準的な時期、△は必要に応じて実施する時期として該当する林齢の箇所に記しているものでございます。

御意見は、表中の○や△について注意書きに、△は必要に応じて実施するものとあるが、現に現場においての下刈は4回目からは○ではなく△、必要に応じて実施するといった指導を受けているため、計画書の表記はこれでよいのかという御意見でございます。

これに関しましては、国庫補助事業の森林環境保全整備事業では、4回目以降の下刈は現地の状況など必要性を整理する必要があるため、御意見のような指導がされていると思慮されますが、26ページの注2に記載のとおり、この表は一般的な保育基準表となっておりますので、その旨を御理解願えればと思います。

なお、次年度以降、現在取組が拡大しております立木の伐採から植栽までを一連の作業として実施する一貫作業システムを活用

	<p>した場合の下刈基準について、追加の検討をしております。</p> <p>続きまして資料1-7を御覧ください。</p> <p>今ほど御説明いたしました修正の御意見のほか、誤字や数字の誤り等の御指摘を頂いており、その内容を踏まえまして、資料1-7のとおり訂正させていただきますので、御確認願います。</p> <p>地域森林計画変更に対する意見等については以上となります。御審議お願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、皆様から御意見、御質問等を頂戴したいと思います。</p> <p>事前に頂いてはおりますけれども、本日の説明を聞いて、ここはどうなのかなどという御意見御質問を頂戴したいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>特にございませんでしょうか。</p> <p>では私のほうから、先ほどの1番最後の資料1-6の4ページの田子委員からの御質問について、この御質問としては、○や△についての御質問でありましたけれども、これの回答として森林整備課のほうから、次年度以降の各計画書の一斉変更等の際には、一貫作業システムの下刈り基準の追加を検討していますという話でしたけれども、今、既に載っているやり方にプラスして、一貫作業システムのもので記載されるのか、それとも従来型のものを一旦、削除した上で、一貫作業システムのものだけを載せるか、その辺り何か方針等が決まっているようでしたら少し情報提供頂ければと思います。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>森林計画課長でございます。</p> <p>26ページの表、保育の標準的な実施林齢及び回数という点でございますけれども、一貫作業が全て再造林で進められるものではないと思いますので、やはりその従来の方の考え方の部分を載せた上で、一貫作業の標準的な考え方ということで、掲載の方向で検討します。</p>

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>現在記載の下に追加されるといったイメージですかね。 来年度以降ということで、来年度も会津地域の計画の樹立がありますし、それに合わせて恐らく何か軽微な、全体のほかの計画の修正等があったときには、ここの表が変わってくるということになるのでしょうか。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>具体的にどのような載せ方になるかというのは今後、検討してまいりたいと思います。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>何か皆様のほうでほかに御意見、御質問などございますか。 よろしいですね。 事前に御意見も頂戴しておりますので、この議案の第1号については原案に対して異議がないものとして、答申を行いたいと思います。 なお答申は、次第のとおり審議会の閉会後に行いますので、事務局において、準備をお願いしたいと思います。 それでは次に議事の2に入らせていただきます。 議案第2号については、福島県農林水産業振興計画指標の見直しについてとなっております。 それでは担当課から説明をお願いいたします。</p>
<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>森林整備課、課長の宗方と申します。 それでは、資料2-1から2-6に基づきまして、説明させていただきます。 まず資料2-1を御覧ください。 初めに、この資料2-1の「2の新たな目標値」についての「森林整備面積の現行の推移と新たな目標値」の表を御覧頂きたいと思っております。 目標値は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画となっております。 令和3年度から令和6年度までの4年間の現在の目標値に対しての実績についてですが、令和3年度は目標値6,200に対しまして、実績は5,857ha、達成率は94%になります。 それ以降令和6年度にかけて、目標値は6,700まで増加し</p>

ていくのに対しまして、実績は年々減少して、令和6年度は4,583ha、達成率は68%の状況となっております。

新たな目標値は御覧のような数値となっております、令和12年度は8,000haから1,900ha減らしまして6,100haとなっております。

それでは、1のほうに戻りまして、見直しの理由について説明していきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、資料2-2を御覧ください。

森林整備面積は、森林の適正な管理を推進していくための指標で、人工林等において60年生までに行う、人工造林(植栽)、下刈り、除伐、間伐など、単年度に実施しました面積を合計したものととなります。

こちらには木材を収穫する行為になります「主伐」は含まれておりません。

森林整備は原発事故以降、放射性物質の影響から大きく落ち込みまして、その回復に向けて、平成25年度より、ふくしま森林再生事業などにより、間伐を中心に施業を実施してまいりました。

主伐のところにあります、吹き出しにも記載ありますとおり、県内の森林のおおむね半数以上が主伐期を迎えており、資源が充実しているということで、下のイラストにもあるように、主伐した後は、森林資源を循環利用していくために、「植えて」「育てる」という森林整備のサイクルを回していくことが非常に重要な時期に差しかかっております。

続きまして資料2-3を御覧ください。

「県内の人工林の林齢別面積(H30)」になりますが、これは現計画の目標値を設定した時の森林の資源になり、5年毎に森林面積を棒グラフにて表しております。

現計画において森林整備が必要な面積は、保育と間伐を合わせて60年生までとしているところです。

森林資源は終戦直後から高度成長期にかけて造林された資源が充実してきており、このグラフでいきますと、大体46年以上の森林面積が該当します。

県内の県産材の木材需要は、新たな大型製材工場の稼働や計

画から需要が拡大しておりまして、主伐による素材生産量は増加傾向にあり、その主伐の対象範囲は、これまで森林整備面積に含めていた高齢級の間伐まで拡大することが見込まれます。

このグラフの表でいきますと、見直し後の主伐対象が、これまでですと61年以上の主伐が、51年目からの主伐が対象となるであろうと考えられます。

このため、見直し後の森林整備が必要な対象林齢は、50年までとなることを見込まれます。

その対象森林面積の中で、施業別の内訳については、下に示しました「県内人工林の保育・間伐・主伐の割合」を表す円グラフを御覧頂きたいと思えます。

現計画では間伐適期が74%を占めていたものが、見直し後は間伐適期が41%、51年生以上の主伐適期が現計画では26%のところ、見直し後は56%を占めるようになります。

このような状況から、県産材の供給拡大と、次の世代となる森林の適正な維持に向けて、これまでの間伐中心の施業から再造林を含む人工造林の強化へと転換を図ることとし、森林整備面積全体の目標値を見直したいと考えております。

見直し後の目標値はもう一度資料2-1の1ページの数値を御覧ください。

令和7年度、4,700ha から、各年度増加をしまして、令和12年度は6,100ha としているところです。

続きまして資料2-4のほうに移り「森林整備面積実績等の推移」を御覧ください。

破線は現計画の目標値を表しております。

令和6年度と令和7年度の間にある縦線を境にしまして、令和3年から令和6年度までの実線が実績をあらわしております。

令和7年度以降の実線が新たな目標値の計画の数値となっております。

黒色が森林整備面積全体、緑色が人工造林と、赤色が間伐等をあらわしております。

現目標値の森林整備面積の全体を検討する際に、森林整備面積を構成する、人工造林、保育に係る下刈り、除伐、間伐の施業別の内訳の推移も分析しており、その中で見直しに関して影響が大きい間伐、人工造林等を中心に御説明していきたいと思いま

す。

間伐面積、赤色の線になりますけども、令和6年度までの実績は目標に対して約6割までに落ちている状況にあります。

間伐面積の計画については、先ほど御説明したように主伐対象林齢の拡大に伴い、間伐対象割合が減少することから、間伐面積を現目標値から半減の計画としています。

次に人工造林等の面積について、これは緑色の線になりますが、主伐後、資源を循環利用していくために、再造林を着実に進めていく必要がありますが、全国的な課題としまして、主伐収入で得られた費用で造林費用が賄えないことや、林業従事者の減少から再造林が進んでない状況があります。

さらに本県におきましては、原発事故による放射性物質の影響から森林経営がより減退したことで、再造林は低位にとどまっているところです。

しかしながら、森林資源の循環利用に向けて、再造林を含む人工造林等を推進していく必要があるため、省力化や低コスト化を図りながら、直近の実績から毎年度増加させて、現目標値の1.5倍程度に人工造林等の面積を伸ばす計画としております。

そのほか、このグラフには記載しておりませんが、下刈り、除伐について、下刈りは省力化を図りながら実施していくため、直近の実績である令和6年度約800haから、毎年度増加させて、令和12年度は現計画よりもやや増加させる面積としております。

また、除伐については、これまでの実績を踏まえて推移することを想定しております。

これらの施業の推移を合わせまして、森林整備面積全体を計画している目標値が、令和7年度以降の黒い実線となります。

次に、資料2-1の2ページに記載しております、4の参考、森林林業を取り巻く状況について、資料2-5と、資料2-6に基づきまして、説明していきたいと思っております。

資料2-5を御覧ください。

林業産出額については、震災前の平成22年を上回る133億5千万円となりまして、大半を占める木材生産は、令和3年度以降約90億円前後で推移しているところです。

また、下のグラフの私有林の素材生産量は震災前の55万7千m³から増加傾向にあり、令和4年度は70万m³を超えるまでになっ

ております。

間伐実績が減少する中で素材生産量が増加しているというところは、一定程度効率よく木材生産をできる主伐が増加しているものと思われま

次に資料2-6を御覧ください。

木材需要が増える要因となっております製材工場及びバイオマス発電の稼働、あるいは稼働予定の状況です。

これらの年間原木消費量は、約68万4千m³あり、この規模は先ほど説明しました、民有林の素材生産量、令和4年の大体約9割に相当しまして、いかにこの木材需要に大きく影響する原木消費量が、今後稼働あるいは稼働予定というところでインパクトを与えていることが分かるかと思

最後に資料2-1の3ページの(3)国、県の新たな施策展開について説明いたします。

花粉症発生源対策としまして、令和5年、国において花粉症対策初期集中パッケージが取りまとめられ、スギ人工林の伐採植え替えを進められている他、県では、昨年福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例を制定しまして、森林吸収源対策としまして、森林の若返りに向けた対策が強化されております。

さらに、全国森林計画においても、主伐量の増加、間伐量の減少へ見直しがされている状況があります。

このようなことから、今回、指標値である森林整備の見直しを行っていきたいというところを説明させていただきました。

森林整備課から以上です。

ありがとうございました。

なかなか今まで見たことのない資料が出てきたところですが、この議案の中心となるところは、福島県農林水産業振興計画に記載の指標値である森林整備面積、これの見直しを行いたい、というところでございます。

これに対して、意見を最終的に頂きたいところではありますが、まずは背景や理由などを御説明頂いたところ

議長
(藤野会長)

	<p>ただ、御説明頂いただけですぐにわからないこともあろうかと思 いますので、皆様から御意見、御質問を頂きたいと思ってお ります。</p> <p>どなたからでも結構でございます。お願いいたします 今野委員お願いいたします。</p>
<p>今野委員</p>	<p>資料2-6で、主伐材の需要が増えている要因を御説明頂きまし たが、製材工場とバイオマス発電で需要があるということですが、こ の主伐で伐るような大きく育った木が、バイオマス発電の材料とし ても需要があり、そちらにはまわっているような意味でよろしいでし ょうか。</p>
<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>森林整備課です。</p> <p>齢級の高い森林、先ほど申し上げました資料2-3で、これまでも 林齢の高い木の伐採されたものが全てバイオマス発電に行ってい るというかという、決してそうではなく、一本の木でも、建築用材に 向くところは建築用材に採材され、それ以外の、枝条や建築用材 に向かないところは、先ほど御質問あったバイオマス発電へ燃料と して供給されていくように、一本の木の中でも、いろいろ用途に利 用しながら、木は使われているため、一山全てバイオマス発電に 向かうかという、決してそうではありません。</p>
<p>今野委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>では鈴木委員、お願いいたします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>資料2-1のところですね、見直しする理由ということで放射能 の影響で大きく落ち込んでいるということですが、この数値化と は、可能だったのでしょうか。</p> <p>例えばいわき、浜通りと会津、中通りとありますけども、浜通りは言 うまでもないと思いますけども、会津、奥久慈での影響の濃淡はあ るのでしょうか、そういう数値化っていうのはしてあるのですか。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>では整備課お願いします。</p>

<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>県においても森林環境モニタリングをやっており、今、震災直後の数値はちょっと持ち合わせておりませんが、令和6年度の調査をした時点では、県北は最大で0.97、相双では2.46μ Svの空間線量がありまして、県全体でも、2.46の放射性物質の空間線量率があつて、年々こう下がっており、令和6年度現在においては、県南、会津、南会津では0.23と、除染を必要とする空間線量率を下回るような状況にあります。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>多分鈴木委員の御質問としては放射性物質の影響で、例えば間伐面積が何ヘクタール減ったとか、素材生産量がどれだけ減ったとか、木材価格が何円下がったとか、恐らくそういうところを聞かれないのかと思います。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>では整備課長お願いいたします。</p>
<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>森林整備面積、事務所、方部別というところで、七つの事務所ごとの整備面積というところは把握しておりまして、放射性物質の影響を受けた相双管内については、震災前の平成22年には1,383ha 整備面積があつたのに対しまして、平成23年度は、310haまで落ち込みまして、現在は、先ほど申しあげましたふくしま森林再生事業など、そういった取組で、令和4年度は720haまで回復しているような状況にあります。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。 鈴木委員今の回答でよろしいでしょうか。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 では高木委員お願いいたします。</p>
<p>高木委員</p>	<p>資料の2-6の大規模製材工場について、令和12年までの計画で20万m^3新たに稼働予定だということですが、これは具体的に、どこでそのような計画があるのかを聞ければと思っております。</p>

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>言える範囲で結構ですのでお願いいたします。</p>
<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>方部別に申し上げていきますと、いわき市と郡山市と田村市のほうで今後稼働予定の製材工場がございます。</p>
<p>高木委員</p>	<p>それらを全部足すと、年間20万㎡ということですね。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。 ほかに御意見御質問いかがでしょうか。 オンラインの皆さん、いかがでしょうか。 はい五十嵐委員、お願いいたします。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>一つ意見ですが、方向性を間伐から全伐して再造林する部分を増やすというのは、現状として合っていると思います。 それで再造林の部分ですけれども、スギ林を切った後にカラマツを植えるといった状況も出ているのですが、この再造林の樹種というのは、何かは限定されるものとか推奨されるものとかいうのはあるのでしょうか。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>森林整備課長お願いいたします。</p>
<p>森林整備課課長 (宗方課長)</p>	<p>先ほども説明しましたように、若返り、あるいは新たな資源をつくるというところで県としての取り組みにおきましては、まずは花粉症の発生源対策っていうところも併せて行っていきたいと考えておりまして、例えば、スギであれば、普通苗に比べて成長が1.5倍、そして花粉の量がおおむね半分以下のスギの特定苗木を活用しまして、再造林を進めたりしております。 そうすることによって成長が早いものですから、下刈りの回数も減らして、かつ、花粉症発生源対策にもつながり、そして、成長が早いというところでカーボンニュートラルの吸収源対策にも貢献するため、そういった苗木を再造林で活用していきたいということと、あわせて、先ほど委員のほうからお話あったカラマツについても、今までスギであったところについても、新たな樹種としてカラマ</p>

<p>五十嵐委員</p> <p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ツっていうところも有望な樹種のため、適地においてはカラマツも植えていくということは進めていきたいと思います。</p> <p>分かりました。</p> <p>ありがとうございます。 ほかはいかがでしょうか。</p> <p>私のほうからよろしいでしょうか。</p> <p>今回のこの目標値については、間伐を減らして主伐にしていく、ここまでのお話は分かったのですが、先ほどの御説明の中で再造林がなかなか進んでいないという話もあったかと思えます。</p> <p>目標値も設定はしていただいているのですが、かなり目標値の達成が難しいような状況かなと思います。</p> <p>再造林があまり進んでいないその状況下でこの現状の数値を出していくと、5年後なり10年後に出てくるのが、皆伐が進みましたが、でも再造林は進んでいません。</p> <p>そうするとですね、この資料2-3の人工林の林齢別面積、この部分のこの1から5齢級とかがですね、余り増えてこない図として出てくるということになって、さあどうしようかといった形で続いてしまうかなと思うんですね。</p> <p>その段階で、多分10年ぐらいほったらかしになっている森林というのがかなり増えてきてしまっている状況になって、さあどうしようという話題になってくるのが何となく見えてくるかなと思うんですね。</p> <p>なので、方針をどうこうというわけではないのですが、この資料の見せ方として、資料2-3の林齢1～5の横に未再造林面積といったものを一度つけていただくと、現状というのが見えてくるのかなと思うんですね。</p> <p>恐らく統計上でいうと未再造林地はこの図の中に入ってきませんよね。植えられていないので。</p> <p>それがずっと続いていくと我々は現実を見誤ったことになっていくので、その未再造林地、1万 ha はいかないにしても多分5,000 ha ぐらいは、県内全域であるのではないのかなと思われるんですね。</p> <p>なので、これをどうやって減らしていくのか、場合によっては齢級</p>
-----------------------------------	---

	<p>の平準化というのであれば、皆伐の話はさておき、この未再造林地をまずは徹底的に造林していくということで、この齢級の低いところの平準化が結構図られていくものではないのかなと思うんですね。</p> <p>ただ、先ほど御説明のあったとおり、例えば強制的にやるものでもないですし、かといって、森林所有者に経営意欲がなく、もうけも少ない中どうしていくのかを、全国で皆さん模索されておりますので、軽々には言えないですが、その見えていない部分を見える化し、そういう現状をしっかりと認識できるようなものを、普段の県の資料については別にいいと思うのですが、特にこの指標に関する資料という点であれば、いずれ達成率といった話が出てくると思いますので、その際に未再造林地がどれぐらいたまっているのか、見えるような形にさせていただくと良いのではないのかなと思います。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>では白岩委員、お願いいたします。</p>
白岩委員	<p>確認の意味で御質問させていただきたいのですが、資料2-3の、下のほうに県内人工林の保育・間伐・主伐の割合ってということで、主伐期が60年生から、見直し後の50年生に見直しされた、この理由がございましたら伺いたいと思い、御質問させていただきます。</p>
議長 (藤野会長)	<p>森林整備課、お願いいたします。</p>
森林整備課課長 (宗方課長)	<p>対象を変えるというよりは、説明が少し不足していたかと思うのですが、地域森林計画において、主な樹種であるスギであれば標準伐期齢は45年生と定められておりまして、ある程度45年を超えれば主伐できるような林齢にはなると。</p> <p>ただ、説明とか議論の中でもお話あるように、森林所有者さんが主伐した後、再造林の費用がなかなか賄えない、だから切って植えられないというところで、森林を45年過ぎてもずっと維持されている山も多いと思います。</p> <p>そういった中で、ある程度、木材需要の高まりという一括りでお</p>

話ししてしまいましたけども、近年森林資源が充実する中で、木を切られるというケースがどんどん増えているっていうところは間違いなくて、そういったところが、通常このある程度林齢が高い、一定程度太い木を伐られているという森林があって、それが広がっていると思っております。

県の施策として、今時点は、60年まで、例えば、造林補助の支援とか、あとは森林環境基金の森林整備事業の支援も一定程度齢級が高い山も支援の対象にしております。

そういった山が今はどんどん切られながら、製材工場のほうに向かって行く木が多くなっているんで、ある程度そこを推測しながら、我々県として、間伐をするような林齢というところはもうちょっと若いほうにシフトしていくのではないかと考えて、資料2-3はあらわしております。

間伐を、これから対象を50年生までにしますという話ではまだないのですが、ただ、白岩委員がおっしゃったように、主伐がどんどん広がっていけば、当然切っていく、切った後の造林というところを県も積極的に支援していかなければならないというところになっていきますので、例えばその再造林を強化していくときに、予算も潤沢にあるわけではなく、限られた予算を有効に政策的に使っていくということを考えていきますと、指標の見直しという中で、間伐施業から主伐後の再造林を強化していくという方向になっていくのであれば、今時点ではまだ見直しする予定はございませんけども、いろいろその主伐の動向とか、あとは再造林をもっと積極的に推進していかなければならないような状況を逐次見ながら、場合によっては間伐できる対象齢級というところを、今回の指標の見直しに応じて今後見直しをすることもあろうかと思っております。

議長
(藤野会長)

白岩委員いかがでしょうか。

白岩委員

分かりましたありがとうございます。

ちょっと製材業のほうに携わっているものですから、主伐期が50年の木ではちょっとまだまだって感じがするんですね。

まだまだというのは、伐採された木材が「その後どのように利用されるのか」という事にもなりますが、バイオマス工場へ燃料として納材されるのであれば、特に意見はございませんが、製材を行い、

	<p>建材として利用するのであれば、もう少し、せめて60年になってくれば木材にも商品価値が出てくるのではないかと思います。</p> <p>あくまでも、私個人の意見ではございますが、製材に携わっている者としてちょっと御質問させていただきました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに御質問をいかがでしょうか。</p> <p>特によろしいでしょうかね。</p> <p>ではですね、この森林整備面積の内訳といいますか、森林整備が必要な面積というのを、減らして主伐対象を増やしていく、この方針については、皆さん、御了承頂いたということでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、福島県農林水産業振興計画のこの森林整備面積の指標の見直しについては、担当課の説明のとおりとしてこの審議会において、了承したということにさせていただこうと思います。</p> <p>これで本日の議案は二つ終わりました。</p> <p>それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p> <p>司会をお戻しいたします。</p>
<p>司会 (野崎総括主幹)</p>	<p>藤野会長ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様も、長時間にわたり御審議頂きまして誠にありがとうございました。</p> <p>それでは次第の6その他に移らせていただきます。</p> <p>事務局からお願いいたします。</p>
	<p>事務局より2点御連絡があります。</p> <p>1点目は次回の開催についてです。</p>

前回、10月17日に開催いたしました第2回森林審議会において、福島県農林水産業振興計画の見直しについて、御審議を頂いております。

現在、振興計画は、12月1日までの期間で中間整理案第3項のパブリックコメントを実施しているところです。

パブリックコメントや関係団体への意見照会を実施した後に、中間整理案第4項及び答申案を作成しまして、各委員の皆様へお送りするとともに、12月中旬に第4回の森林審議会を開催させていただくことを前回の審議会において御説明しておりました。

あわせて、パブリックコメント等の結果で、森林林業に関する内容に大きな修正がない場合は次回の第4回の森林審議会を書面で開催させていただくことの御了承を頂いています。

そのため、パブリックコメントの終了後に改めて藤野会長と第4回森林審議会の開催方法を、委員の皆様にお集まり頂くか、書面開催とするかについて、御相談させていただいた上で、後日文書で委員の皆様へ御連絡させていただきますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。

2点目でございます。

本日の議事録についてですが、整理の上、御発言頂きました各委員の皆様へ御確認を頂き、議事録署名人の署名後、写しを委員の皆様へお送りいたします。

なお議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願います。

以上でございます。

司会
(野崎総括主幹)

それでは以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。